

平成 17 年度

包括外部監査の結果報告書及び
これに添えて提出する意見

「高知市のスポーツ施設の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び
関連する出資団体の出納その他の事務の執行について」

高知市包括外部監査人

公認会計士 小野 和男

目次

第1．包括外部監査の概要	1
1．監査の種類	1
2．選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3．事件を選定した理由	1
4．包括外部監査の方法	1
(1) 監査要点	1
(2) 監査手続	2
5．包括外部監査の実施期間	2
6．外部監査人補助者	2
7．利害関係	2
第2．監査対象の概要	3
1．スポーツ施設	3
(1) 高知市の主なスポーツ施設の概要	3
(2) 監査対象スポーツ施設の経緯	5
(3) 本監査対象のスポーツ施設を所管している組織	7
(4) 高知市のスポーツ振興基本方針	11
(5) 事業団の設立以後4年間の財務状況	14
(6) 各施設の利用者及び使用料の4年間の推移	15
第3．監査の結果及び意見	17
1．施設ごとの損益について(意見)	17
2．業務委託料について	18
3．施設使用料について	20
4．スポーツ施設の管理について	21
(1) 出納管理	21
(2) 施設使用料等の関係資料の検証手続きについて	27
(3) 入退室管理について	28
(4) 商品の取扱いについて	29
(5) 物品の実査について	30
(6) 修繕行為について(意見)	33
5．今後の運営方法(民間的手法の導入)(意見)	35
添付資料	37

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

高知市のスポーツ施設の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 16 年度を監査の対象期間とし、必要に応じて、過年度及び平成 17 年度の一部についても監査対象とした。

3 . 事件を選定した理由

市のスポーツ施設は、平成 14 年の国民体育大会のために大掛かりな施設整備が行われてきたが、これらスポーツ施設を有効に活用することは、市に課せられた重要な責務である。

また、平成 15 年の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入され、附則により 3 年以内に公の施設について、地方自治体が外郭団体等に管理を委託しているものについては、直営するか同制度を活用するかについて検討するよう迫られている。このような状況において、市が管理しているスポーツ施設についての現状を合規性のみならず経済性、効率性の観点から監査することは意義があるものと判断し、テーマとして選定した。

4 . 包括外部監査の方法

(1) 監査要点

施設の管理運営について、運営主体の財団法人高知市スポーツ振興事業団においてガバナンスが有効に機能しているか。

施設の維持管理は適切に行われているか、施設の修繕は適切に行われているか。

管理委託先である財団法人高知市スポーツ振興事業団において出納その他の事務の執行は適正に行われているか。

設置条例に基づき、施設は当初の目的どおりに利用され、適切に運営されているか。

使用料の受益者負担は適切か。

(2) 監査手続

施設の管理運営の実情を把握するために、現場視察を実施した。

施設に係る使用料などの収入金が網羅的に集計され、適切な方法で回収されているかどうかを確認した。

施設に係る管理委託先の委託費、修繕費などの支出の執行状況を確認した。

施設における現金、金券類、備品等の現物について、現物の一部を実査し、適切に管理しているかどうかを確認した。

管理委託先の公印、銀行届出印などの印鑑及び通帳が適切に管理されているかどうかを確認した。

各施設の収支状況を把握するため、施設別の収支を検討した。

5. 包括外部監査の実施期間

自平成 17 年 8 月 2 日 至平成 18 年 2 月 28 日

6. 外部監査人補助者

公認会計士 榎本浩

公認会計士 谷村利之

公認会計士 堀重樹

公認会計士 前田信二

公認会計士 十川智基

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

1 . スポーツ施設

(1) 高知市の主なスポーツ施設の概要

高知市の主なスポーツ施設は、以下のとおりである。

施設の名称	利用可能施設	規模
高知市総合運動場	体育館メインアリーナ	バレーボール 2 面可能な広さ
	体育館サブアリーナ	バレーボール 1 面可能な広さ
	体育館雨天練習場	25m × 25m
	体育館プレイルーム	392 m ²
	体育館トレーニング室	231 m ²
	体育館プール	25m 8 コース 幼児用プール
	野球場	両翼 96m、センター121m
	多目的ドーム	65m × 55m
	補助グラウンド	野球 1 面 夜間照明 6 基
	テニスコート	7 面 (夜間照明あり)
	相撲場	本土表 : 1 練習土俵 : 2 観客席 : 500
	相撲合宿用宿舎	和室 3 室 (各部屋 12 畳) 共同浴場、調理場
	スケートボード場	280 m ²
	陸上競技場 (自転車競技場)	第 2 種公認陸上競技場 トラック : 400m 8 レーン フィールド : 天然芝 100m × 53m 観客席 : 3,476 席 練習用夜間照明あり
	地下走路	直線コース 125m 4 レーン 周回コース 250m 2 レーン
選手宿泊施設	部屋数 30 室 (1 室 4 名) 共同浴場、食堂	
高知市東部総合運動場	野球場 多目的グラウンド 打撃練習場 (6 面) 投球練習場 (8 面) 多目的広場 テニスコート 体育センター くろしおアリーナ	敷地面積 : 133,500 m ² 総駐車台数 : 775 台 総駐輪台数 : 430 台くろしおアリーナ

ヨネッツ こうち	温浴ゾーン プールゾーン ウォータースライダー トレーニング室 環境学習室 屋外流水プール(夏季)	敷地面積：5,800 m ² 延床面積：4,446.4 m ² 地上 2 階 地下 1 階 駐車場：約 200 台
城の平運 動公園	ソフトボール専用球場 1 面 多目的広場	1 面(両翼 70m、センター 75m、観 覧席 750 名) ソフトボール他実施可能な広さ 敷地面積：98,533 m ²
土佐山運 動広場	ソフトボール サッカー他	2 面 敷地面積：18,560 m ²
針木運動 公園	ソフトボール テニスコート(全天候型)	2 面 5 面 敷地面積：11,000 m ²
西川複合 集会所	バレーボール	1 面 敷地面積：1,417 m ²

本包括外部監査では、高知市のスポーツ施設のうち、規模が大きく、多額の設備投資がされている下記の施設(以下「監査対象のスポーツ施設」という。)を監査の対象とした。

高知市総合運動場

高知市東部総合運動場(以下、東部総合運動場という。)

ヨネッツこうち

なお、上記 3 施設の使用料については、添付資料を参照。

(2) 監査対象スポーツ施設の経緯

【高知市総合運動場】

経緯

- 平成元年：市制100周年記念事業の一環として老朽化した高知市総合運動場の全面改修工事（第一期改修工事）に着手。
- 平成2～4年：テニスコートの改修、サンドフィル型人工芝、相撲場附属棟の完成、野球場改修、総合体育館が完成し、高知市総合運動場の第一期改修工事が終了。
- 平成10年：高知市総合運動場第二期整備工事として、陸上競技場の改修に着手。平成10年度から競技スポーツの振興として、県外優秀団体の合宿誘致事業を開始。
- 平成11～12年：平成11年に陸上競技場（通称、「りょうまスタジアム」）が完成し、平成12年5月から市民スポーツの拠点としてオープン。平成11年に多目的ドーム「よさこいドーム」と相撲場の建設に着手し、平成12年度に完成。

整備目的

- ()平成14年の高知国体における自転車競技の開催が決定したことに伴って、自転車競技や選手宿泊機能を備えた陸上競技場の整備を行う。
- ()多目的ドームや相撲場の建設を行うことにより、市民スポーツ、競技スポーツの振興拠点施設として競輪事業も行える複合施設としてより一層の施設機能の充実を図る。

工事費等

施設	完成	整備事業費
多目的ドーム	第2期整備事業 平成13年3月	1,149百万円
相撲場	第2期整備事業 平成13年10月	400百万円
陸上競技場 (自転車競技場)	第2期整備事業 平成12年3月	17,334百万円 (内訳)スポーツ振興課：3,296百万円 公営事業課：14,038百万円

【東部総合運動場】

経緯

平成 10 年：高知国体プールの建設工事に着手。

平成 13 年：5 月に屋内競技場「くろしおアリーナ」として完成し、周辺整備を実施。

平成 15 年：東部総合運動場の管理運営の所管が環境部から教育委員会に移管。

整備目的

くろしおアリーナ：平成 14 年度に開催された高知国体の夏季大会のメイン会場となるプールとして整備。

工事費等

施設	完成	建築工事費
くろしおアリーナ	平成 13 年 4 月	6,720 百万円

【ヨネッツこうち】

経緯

平成 12 年：9 月に建設工事に着手。

平成 14 年：2 月に完成。6 月にオープン。

整備目的

- () 高知市環境部清掃工場の整備に伴い、ごみ焼却時の熱エネルギーの有効利用を図るとともに、市民の健康の保持と生涯にわたるスポーツ活動の振興に寄与しようとするもの。
- () 併せて、ごみ焼却時の利用システムとエネルギー源となる清掃工場の役割を展開するなど環境に関する情報発信、啓発の場を創出しようとするもの。

工事費等

施設	完成	建築工事費
ヨネッツこうち	平成 14 年 2 月	1,900 百万円

(参考)

当施設は、清掃工場の所管であり、清掃工場で排出される余熱を利用しており、電気代は発生しない。また、上水代についても、清掃工場負担であるため、発生していない。

(3) 本監査対象のスポーツ施設を所管している組織

本監査対象のスポーツ施設は、高知市教育委員会スポーツ振興課と高知市環境部清掃工場が統括し、各スポーツ施設の管理運営は、財団法人高知市スポーツ振興事業団（以下、事業団という。）に委託している。

1) スポーツ振興課所管

スポーツ振興課及び事業団は、高知市総合運動場及び東部総合運動場について、下記の条例及び規則に基づき管理運営を行っている。

高知市総合運動場：高知市運動場条例及び同条例施行規則

東部総合運動場：高知市東部総合運動場管理条例及び同条例施行規則

【スポーツ振興課の概要】

分掌事務（高知市教育委員会行政組織規則第7条）

-) スポーツ施設に関すること。
-) 学校体育施設開放事業に関すること。
-) 学校体育施設開放施設の整備に関すること。
-) スポーツの普及及び振興に関すること。
-) 体育指導委員に関すること。
-) 体育団体の指導及び援助に関すること。
-) 指導者の養成及び資質の向上に関すること。
-) スポーツ事故の防止に関すること。
-) スポーツ振興審議会に関すること。
-) その他スポーツに関すること。

職員数（平成17年4月1日現在）

課長	1名
課長補佐	1名
主任	2名
主査	3名
事務補助員	2名
合計	<u>9名</u>

2) 清掃工場所管

清掃工場及び事業団は、ヨネッツこうちについて、ヨネッツこうち条例及び同条例施行規則に基づき管理運営を行っている。

【清掃工場の概要】

分掌事務（高知市事務分掌規則第4条）

- ） 廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の搬入指導・監督及び焼却処理に関する事。
- ） 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- ） 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関する事。
- ） 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関する事。
- ） 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関する事。
- ） 地元対策に係る諸調整に関する事。
- ） 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。

職員数（平成17年4月1日現在）

工場長	1名
副工場長	2名
保安全管理担当主幹	1名
係長	8名
副主幹	7名
主任	5名
主査	2名
技査	5名
技師	3名
主任技能員	7名
主査技能員	6名
技能員	12名
主任労務員	1名
労務員	1名
再任用主査技能員	2名
補助員（作業員・清掃員）	2名
合計	<u>65名</u>

【財団法人高知市スポーツ振興事業団の概要】

1) 寄附行為

(目的)

この法人は、スポーツについての理解と関心を深め、年齢、性別、体力、興味に応じてスポーツが自主的に行われるようスポーツ施設を提供し、スポーツの普及振興を図るとともに、健康づくりに対する人々からの多様な要望に対応し、もって、健康で文化的な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

上記の目的を達成するために、以下の事業を行う。

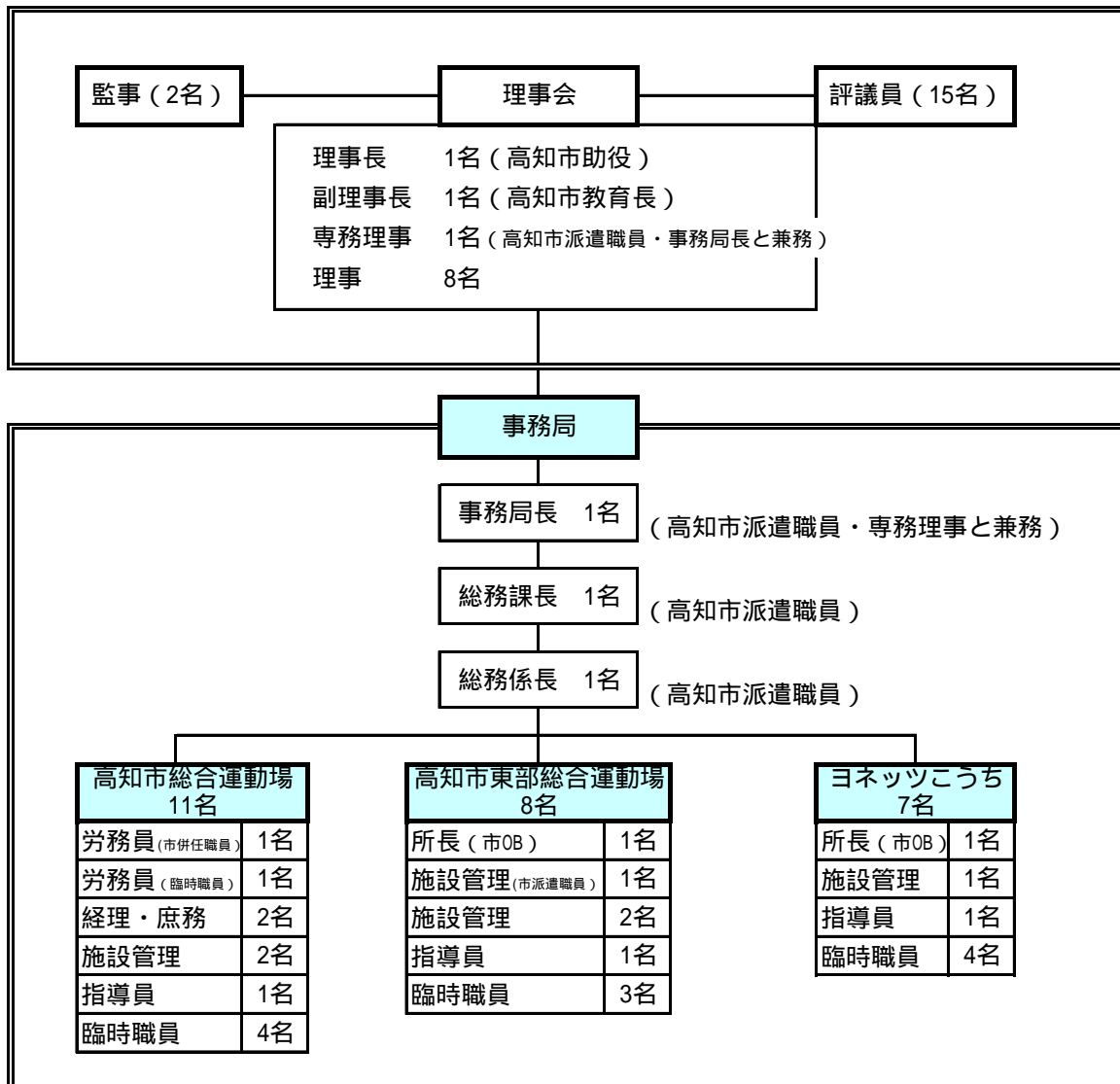
-) スポーツ施設の管理運営
-) スポーツ振興事業の実施
-) スポーツ振興に関する啓発普及活動
-) その他目的達成のために必要な事業

2) 歴史

- 平成 12 年度 : 年度末に事業団が設立された。
- 平成 13 年度 : 高知市総合運動場及び東部総合運動場の一部である「くろしおアリーナ」の管理運営業務を高知市教育委員会スポーツ振興課及び高知市環境部東部環境センターから受託し、管理運営を行っている。
- 平成 14 年度 : ヨネッツこうちの管理運営業務を高知市環境部清掃施設建設課（現在は清掃工場）から受託し、管理運営を行っている。
- 平成 15 年度 : 東部総合運動場のすべての運動施設の管理運営業務を高知市教育委員会スポーツ振興課から受託し、管理運営を行っている。

3) 組織 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

財団法人 高知市スポーツ振興事業団 組織図



(4) 高知市のスポーツ振興基本方針

市のスポーツ振興の基本方針は、すべての市民が健康で豊かな市民生活を営むため、生涯を通してあらゆる機会をとらえ、それぞれの場所で、年齢、性別、体力、興味に応じてスポーツを自主的に行うとともに、時間的、身体的、精神的ゆとりの拡大に努め、スポーツを単なる健康や体力づくりに役立てるということだけでなく、市民スポーツを「文化としてのスポーツ」「積極的福祉」と位置づけ、すべての市民が健康で豊かな生活を営むために、文化としてのスポーツを楽しめるよう、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催に努めることとしている。

また、競技スポーツの振興と競技力向上を図るため、選手の育成強化、指導者の養成、競技団体の育成に取り組んでいる。

(スポーツ振興課主催のスポーツ大会)

平成16年度の主な実績は、以下のとおりである。

【高知市総合運動場】

日付	名称	競技参加延べ人数
平成16年5月16日 30日 9月19日 20日	高知市スポーツ少年団交歓会	3,100人
平成16年10月11日	市民スポレク2004	2,400人
平成16年11月21日	地区対抗スポーツ大会2004	2,700人

【東部総合運動場】

日付	名称	競技参加延べ人数
平成16年5月16日 30日 9月19日 20日	高知市スポーツ少年団交歓会	1,000人
平成16年11月21日	地区対抗スポーツ大会2004	1,000人

(事業団主催のスポーツ教室)

平成 16 年度の主な実績は、以下のとおりである。

【高知市総合運動場】

日付	名称	延べ参加人数
平成 16 年 5 月 13 日～6 月 10 日の間の 7 日間	小学生水泳教室	271 人
平成 16 年 5 月 18 日～6 月 18 日の間の 10 日間	ふれあいソフトテニス教室	239 人
平成 16 年 7 月 23 日～8 月 27 日の間の 10 日間	小学生スポーツ教室	416 人 (注)
平成 16 年 10 月 18 日～11 月 18 日の間の 10 日間	初心者水泳教室	342 人
月 5 回実施、年間 60 回	トレーニング室利用講習	676 人

【東部総合運動場】

日付	名称	延べ参加人数
平成 16 年 7 月 23 日～8 月 27 日の間の 10 日間	小学生スポーツ教室	416 人 (注)
月 5 回実施、年間 60 回	トレーニング室利用講習	1,040 人

(注) 平成 16 年 7 月 23 日～8 月 27 日の間の 10 日間、高知市総合運動場(午前の部)と東部総合運動場(午後の部)で実施したものである。参加人数は、50 人で(午前・午後と半分ずつ)で延べ参加人数 416 人であった。

(健康スポーツ事業)

事業団が高知市からの委託を受け、実施した健康スポーツ事業は以下のとおりである。

交流会

日付	種目	会場	参加人数
平成 16 年 9 月 4 日	ラージボール卓球	高知市総合体育館	142 人
平成 16 年 9 月 24 日	グラウンドゴルフ	高知市総合運動場多目的ドーム	112 人
平成 16 年 10 月 26 日	ペタンク	高知市総合運動場多目的ドーム	74 人
平成 16 年 11 月 17 日	テニス	高知市総合運動場(テニスコート)	86 人
平成 16 年 11 月 22 日	パークゴルフ	高知女子大池キャンパスグラウンド下の多目的広場	63 人

健康増進教室（健康体操）

日付	会場	参加人数
平成16年6月4日～7月9日 毎週月・金 計10回	東部総合運動場 （くろしおアリーナ）	30人
平成17年1月17日～2月21日 毎週月・金 計10回	東部総合運動場 （くろしおアリーナ・体育センター）	28人

（プロ野球球団キャンプ誘致による経済効果）

高知市では、市経済の活性化の一環として、高知市総合運動場及び東部総合運動場を拠点にプロ野球球団のキャンプを誘致している。

平成12年度から平成15年度の福岡ダイエーホークス（現福岡ソフトバンクホークス）のキャンプによる経済効果について、財団法人高知県観光コンベンション協会が行った試算の結果は、以下のとおりである。

平成16年度以降は試算していない。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
観客 （人）	22,475	38,650	109,850	31,900
観客消費額 （千円）	434,000	713,000	1,078,000	348,000
経済効果 （千円）	694,400	1,140,800	1,724,800	556,800

（注）経済効果は、「観客消費額×1.6」により試算している。

(5) 事業団の設立以後4年間の財務状況

(単位：千円)

・収入の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 基本財産運用収入	24	12	15	15
2. 補助金収入	16,078	27,915	34,720	36,534
3. 受託収入				
(1) 総合運動場管理受託料	354,338	341,460	336,503	356,682
(2) 東部総合運動場管理受託料	149,581	161,134	218,863	218,696
(3) ヨネッツこうち管理受託料	-	57,580	51,770	54,438
(4) 高齢者スポーツ交流会事業受託料	-	206	-	-
(5) 健康スポーツ事業受託料	-	-	1,370	1,574
合計	503,920	560,381	608,507	631,391
4. 諸収入	176	1,515	2,680	733
5. 基本財産収入	50,000	-	-	-
収入合計	570,199	589,825	645,923	668,674
・支出の部				
1. 総合運動場管理費				
(1) 人件費	18,499	21,530	16,664	22,992
(2) 物件費	335,838	320,051	320,315	333,722
合計	354,338	341,582	336,979	356,715
2. 東部総合運動場管理費				
(1) 人件費	16,238	19,746	25,760	19,578
(2) 物件費	133,343	142,038	193,517	199,154
合計	149,581	161,785	219,278	218,733
3. ヨネッツこうち管理費				
(1) 人件費	-	9,175	10,448	15,348
(2) 物件費	-	48,807	42,729	39,267
合計	-	57,983	53,178	54,616
4. 高齢者スポーツ交流会事業費				
(1) 物件費	-	206	-	-
5. 健康スポーツ事業費				
(1) 物件費	-	-	1,370	1,574
6. 一般管理費				
(1) 人件費	12,087	24,189	29,690	28,416
(2) 物件費	4,191	4,078	5,427	8,618
合計	16,279	28,267	35,117	37,035
7. 基本財産繰入支出	50,000	-	-	-
支出合計	570,199	589,825	645,923	668,674
当期収支差額	-	-	-	-

(事業計画及び収支決算書より)

1) 受託収入について

受託収入は、事業団が運営するに当たって実際に要した経費を計上している。市から年4回に分けて概算額が入金されるが、年度末に実際に要した額を超える額は市に返還しているため、当期収支差額は「ゼロ」となっている。

2) 施設使用料について

施設利用者から徴収した施設使用料は、市の収入であるため事業団の収入として計上されない。このため、上記の事業団の財務状況からは、各施設を運営することによる収支状況を把握することができないため、「第3 監査の結果及び意見 1. 施設ごとの損益」において各施設別の損益を試算することとした。

(6) 各施設の利用者及び使用料の4年間の推移

【高知市総合運動場】

利用者数

(単位：人)

名 称		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
相撲場		1,030	2,324	872	1,360
陸上競技場	陸 上	20,130	27,710	35,486	49,083
	自転車		1,645	868	1,842
野球場		10,170	8,462	20,019	18,780
テニスコート		63,056	61,136	55,565	52,637
補助グラウンド		15,625	14,301	17,148	22,652
多目的ドーム (よさこいドーム)		9,999	12,998	14,002	17,076
スケートボード場		2,000	2,400	2,400	2,200
総 合 体 育 館	プール	92,386	92,099	87,102	85,319
	アリーナ	66,569	64,613	77,467	84,524
	会議室	11,294	9,715	9,134	10,697
	雨天練習場	5,163	5,397	5,709	7,904
	プレイルーム	9,953	10,878	12,507	14,081
	トレーニング室	12,215	14,087	18,538	17,824
	ランニング走路	597	432	397	398
計		320,187	328,197	357,214	386,377

使用料

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料収入	61,819	56,884	63,321	65,102

【東部総合運動場】

利用者数

(単位：人)

名称	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
多目的グラウンド	/	14,299	15,182	14,420
体育センター		31,632	34,958	32,125
野球場		13,930	14,110	15,157
投球打撃練習場		4,626	10,553	7,946
テニスコート		41,578	48,706	47,705
くろしおアリーナ	プール	46,149	61,298	76,106
	アリーナ	7,712	22,344	21,497
	会議室	1,419	2,048	1,264
	トレーニング室	3,394	6,032	14,492
	ランニング走路	88	287	750
計	58,762	198,074	237,618	240,663

使用料

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料収入	13,425	16,475	44,689	44,449

(注)平成 13 年度及び平成 14 年度は、くろしおアリーナのみの管理運営業務を市から受託しており、平成 15 年度以降は、くろしおアリーナに加え東部総合運動場の運動施設全部の管理運営業務を受託している。

【ヨネッツこうち】

利用者数

(単位：人)

名称	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
プール、温浴施設、トレーニング室		102,825	117,264	108,632
環境学習室		83	25	90
計		102,908	117,289	108,722

使用料

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
使用料収入		53,085	50,750	46,998

(注)平成 14 年 2 月に完成し、6 月にオープン。

第3 . 監査の結果及び意見

1 . 施設ごとの損益について（意見）

監査対象のスポーツ施設ごとに、利用者が負担している使用料から、施設を運営するために要している費用を控除することにより施設ごとの損益を算出した。その結果は、以下のとおりである。

（平成 16 年度）

（単位：千円）

項目	総合計	高知市 総合運動場	東部 総合運動場	ヨネツツ こうち	共通費用
利用者数(千人)	735	386	241	109	
使用料収入 (個別費用)	156,549	65,101	44,449	46,999	
人件費					
役員報酬	-	-	-	-	5,838
職員手当	13,286	8,845	2,346	2,095	6,724
福利厚生費	8,855	5,601	2,273	981	9,722
賃金	7,893	3,300	2,573	2,020	6,134
計	27,884	5,246	12,386	10,252	-
物件費	57,918	22,992	19,578	15,348	28,418
諸謝金	-	-	-	-	1,708
旅費	108	54	54	-	484
交際費	-	-	-	-	15
消耗品費	27,321	12,838	11,551	2,932	1,497
印刷製本費	574	198	252	124	415
電気料	83,029	63,090	19,939	-	-
水道料	21,745	16,022	5,723	-	-
燃料費	39,552	22,588	16,908	56	-
修繕費	48,639	32,575	12,716	3,348	-
食糧費	-	-	-	-	12
被服費	-	-	-	-	218
通信運搬費	1,192	505	485	202	67
手数料	12,052	7,319	3,658	1,075	296
保険料	654	226	312	116	223
業務委託料	329,721	173,787	125,522	30,412	-
賃借料	7,178	4,356	1,846	976	1,335
負担金	30	-	30	-	142
租税公課	348	164	158	26	3,779
支払利息	-	-	-	-	-
雑費	-	-	-	-	-
計	572,143	333,722	199,154	39,267	10,191
合計	630,061	356,714	218,732	54,615	38,609
収支差額	473,512	291,613	174,283	7,616	
共通費用	38,609				
償却費・金利負担前利益	512,121				

（事業計画及び収支決算書より）

注：共通費用は、委託先の事業団において、各施設に共通的に発生している費用を集計している。

なお、費用には、施設を整備した投資額に対する減価償却費やその資金の調達コストである金利については、考慮していない。

また、ヨネッツこうちは、隣接している清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーを利用していることから、清掃工場の一部のコスト（電気料、水道料）を負担すべきものと考えられるが、以下の分析には含めていない。

収入面と費用面に分けて分析すると、以下のとおりである。

（収入面）

上表より、利用者が負担している使用料収入は、高知市総合運動場で 65 百万円（利用者 386 千人）、東部総合運動場で 44 百万円（利用者 241 千人）、ヨネッツこうちで 46 百万円（利用者 109 千人）であり、3 施設合計で 156 百万円（利用者 735 千人）である。

（費用面）

各施設を運営するために必要な費用は高知市総合運動場で、356 百万円、東部総合運動場で 218 百万円、ヨネッツこうちで 54 百万円である。その他に、各施設の共通費用が、38 百万円発生している。

使用料収入から費用を差引きした収支差額は、高知市総合運動場で 291 百万円、東部総合運動場で 174 百万円、ヨネッツこうちで 7 百万円、3 施設合計で 473 百万円の赤字となっており、各施設とも使用料だけでは費用を賄っていない状況である。これに、事業団の運営に係る共通費用 38 百万円を加えた 512 百万円及びスポーツ振興課の経費が市の財政負担となっている。

当該スポーツ施設が、高知市民の健康で豊かな生活を営むために、単なる健康や体力づくりに役立てるということだけでなく、文化としてのスポーツを楽しめるよう、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催に努める拠点として整備されているが、その管理運営に 5 億円強の市の財政負担が生じている。

現在事業団が作成している決算書は、実費精算となっていることや各施設の個々の運営費も開示されていないことから、各施設が効率的に運営されているのかどうか、また、5 億円強の市の財政負担が妥当なのかどうか判断できない状況にある。

毎年度末には、各施設の個々の使用料と費用を集計し、損益がわかる資料を作成して、市にどの施設でどれだけの負担がかかっているのか報告する必要がある。

2. 業務委託料について

3 施設の総費用の合計は、630 百万円であり、このうち業務委託料は 329 百万円となっており、総費用の合計額の 52%を占めている。

施設別の主な業務委託料は、以下のとおりである。

施設		主な委託の内容	業務委託料 (千円)
高知市総合運動場	総合体育館	プールの監視	18,523
		高知市総合運動場体育館及び野球場の清掃	15,486
	陸上競技場	高知市陸上競技場に設置されている各種設備機器の 運転・保守管理を委託	31,232
		高知市陸上競技場・競輪場の設備機器の保守管理を 委託	40,950
	その他	総合運動場の整備、大会時における整備、後始末	12,005
東部総合運動場	プール	プール監視	16,695
	その他	高知市東部総合運動場屋内競技場 設備機器保守管 理業務	43,050
		設備機器運転管理	18,375
ヨネッツこうち		プール監視、指導及び管理運営業務	17,273

1) 運転管理及び保守の業務委託について

業務委託料のうち、金額の大きい高知市陸上競技場の運転管理・保守管理業務について、検討を行った。施設の運転管理は、委託業者が 24 時間・365 日体制で行っており、その前提で委託料の金額が算定されている。24 時間・365 日体制をとっているのは、競輪開催及び場外車券販売の際、施設運転のトラブルを未然に防ぐための措置ということであるが、平成 16 年度では競輪関係で年間約 250 日、前検日及び前々検日を入れても約 300 日の使用状況であり、365 日体制で運転管理する必要があるのかを検討する必要がある。

このような多額の委託料については、その委託業務の内容を検討して削減するよう努めるべきである。

2) 委託の契約方式について(意見)

総合運動場整備業務(委託料 12,005 千円)、総合体育館室内プール監視業務(委託料 18,523 千円)、総合体育館及び野球場清掃業務(委託料 15,486 千円)については、いずれも随意契約により委託している。また、委託料は、委託先の見積金額と事業団の前年度予算を参考にして決めている。

事業団における業者選定の決裁文書によると、随意契約の理由は、以下のとおりとなっている。

「当該団体は、これまで同和関係住民の生活の安定及び社会的地位の向上を図るため、就労の場の確保に取り組んできた。本委託業務のような軽作業については、「同和对策関連施策の見直しについて（平成 14 年 2 月）」や同対審答申、地対協意見具申の主旨を踏まえて、就労対策として引き続き確保する必要がある。こうしたことから、就労の場の確保に積極的に携わっている同団体に業務委託することが適当と考える。以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を準用し、上記業者と随意契約をしようとするものである。」

また、他の団体との随意契約の理由も同様の内容である。

この理由書について、2 団体に対して、同和对策の観点から就労の機会について優遇することは理解できる。

しかし、プール監視業務を軽作業としていずれの業者でも実施可能としているが、プール監視業務は人命にかかわる局面も想定されることから、軽作業と位置づけることは理解できないものである。

したがって、業者選定の際、業務実施可能かどうかの検討を行うべきものであり、随意契約をするという合理性については、説得力を欠くものと思われ、指名競争入札により選定することが望まれる。

一步下がって、同和对策の観点から就労の機会について優遇することを重視し随意契約とするとした場合は、1 社見積により決定するのではなく、事業団があるべき金額を積算し、見積金額と比較することにより必要最小限の金額であるかどうかという検証を行う必要がある。

3 . 施設使用料について

高知市陸上競技場の施設使用料について、施設の改築に伴い平成 11 年 3 月の市議会で見直されていた。そこで、各使用料（スタンド棟売店及び食堂の貸付料、選手宿泊棟の売店の貸付料、視聴覚室及び映像研修室の使用料、陸上競技場の使用料）について、その算定方法について検討した。

その結果、スタンド棟売店及び食堂の貸付料について、市議会に付された案では、高知市陸上競技場の使用状況を場外発売日数が 48 日程度として算定されているが、平成 16 年度では約 150 日であり、明らかに条例制定時とは状況が変わってきている。このように施設の利用状況が変わってきた場合には、使用料の改定を検討する必要があると思われる。

4 . スポーツ施設の管理について

市のスポーツ施設の運営は、市民から負託を受けたものであり、スポーツ施設を安全便利に運営する責任は市にあるが、業務の大半は市から事業団に委託されており、事業団にはスポーツ施設の管理・運営責任があり、市には委託責任がある。

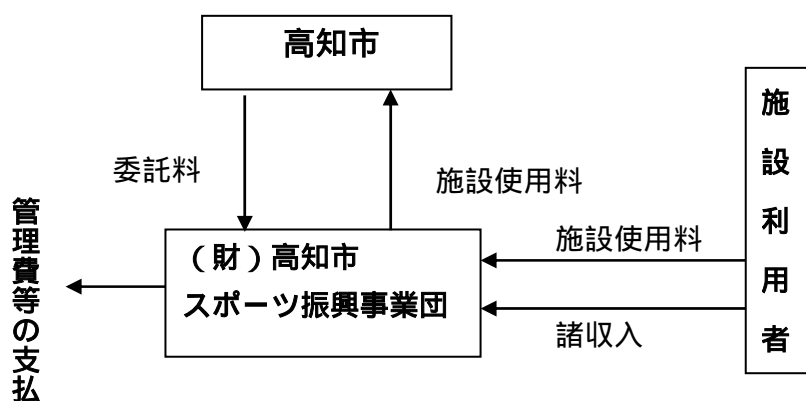
したがって、両者が一体となって組織的に運営を実施し、ガバナンス（統治）の強化を図るとともに、各業務執行については、内部統制を整備し、組織の上層部だけでなく組織を構成する一人一人が自覚を持って内部統制の運用に当たる必要がある。

内部統制が未整備でガバナンス体制に弱点がある場合、不正・誤謬の温床となり、事故が発生しやすい状況であるといっても過言ではない。

このような観点から、事業団の各種の日常業務を調査分析した結果、ガバナンス体制が不備であり、コンプライアンスの欠如によると思われる事象が発見されたので、以下に記載する。

(1) 出納管理

(現金の流れ)



施設使用料は、一旦事業団が徴収するが、市に納付される。

施設運営に必要な管理費等は事業団から支払う。

受託品及びコピー代等の売上代金である。

市からの委託料は、事業団の収入として年 4 回受入れ最終的に収支精算となる。

出納管理については、現金の収受に基づき正確な出納記録が行われ、記録の正確性について承認手続きを複数人で実施することにより不正・誤謬を防止する内部統制が機能することになる。

スポーツ施設の窓口業務では、施設使用料・備品使用料（以下、施設使用料等という。）の徴収による現金取扱いが頻繁にあり、日常業務の中で不正・誤謬が発生するリスクが高いため、出納管理全般について調査を実施した。

具体的には、監査対象のスポーツ施設において、下記の日程で現金及び金庫内保管物について実査及び現金出納帳及び預金出納帳の通査を行い、必要に応じ、関連証憑・帳票との突合及び担当者へのヒアリングを実施した結果、以下の問題点が発見された。

高知市総合運動場：平成17年9月5日

ヨネッツこうち：平成17年9月20日

東部総合運動場：平成17年9月21日

1) 簿外の現金について（結果）

公金について

) 徴収した施設使用料等について、実際の現金があるべき金額より多い場合、その差額の現金を別途封筒に貯めておき、お助け袋（不足が生じた場合にこれから補填するためのもの）と称して、下記の現金を大金庫に保管していた。

- ・ 高知市総合運動場 3,880 円
- ・ ヨネッツこうち 3,240 円
- ・ 東部総合運動場 2,860 円

お助け袋は、現金過不足の累積であり、雑収入として受入処理を行うべきである。

今後、徴収した施設使用料等に過不足が生じたときは、発生の都度、事務局長等の決裁を受け、雑収入又は雑損失として適切に出納記録すべきである。

) 屋外の施設において、利用者が雨天等により使用できなかった場合又は1週間前のキャンセルにより払戻しを行う場合の準備金として、下記の現金を有していた。

- ・ 高知市総合運動場 105,730 円
- ・ 東部総合運動場 29,400 円

利用者への還付金は、市から1ヵ月分の予算額を受領しているが、事業団においては出納簿を作成しておらず、現金勘定も通していないため、簿外の現金となっている。ただし、毎月末に、1ヵ月分の還付金を集計し、事務局長等の決裁を受けた後、スポーツ振興課に報告するとともに残金を市に返還して当月の還付金を精算している。

今後、利用者への還付金については、市から受領したときに事業団の現金と同様に扱うこととし、現金勘定にて出納記録を行い、利用者へ還付したときは現金からの払出しとして会計処理をすべきである。

事業団の売上代金等の管理について

) ゴーグル・キャップ等は、納入業者からの受託品であり、販売後商品代金を支払うまでの間の売上代金として、下記の現金を有していた。

- ・ 高知市総合運動場 46,450 円
- ・ ヨネッツこうち 55,050 円
- ・ 東部総合運動場 6,250 円

受託品の売上代金は、1ヵ月分をまとめて出納記録しており、その間、簿外の現金となっている。

今後、受託品を売上げた場合には、その都度、売上金を預り金として計上し、商品仕入代金の精算後残高を諸収入として適切に会計記録すべきである。(「(4) 受託品の扱い」参照。)。

) 利用者等が施設内にあるコピー機を使用した際に、コピー代として徴収し、下記の現金を有していた。

- ・ 高知市総合運動場 27,330 円
- ・ ヨネッツこうち 2,815 円

徴収したコピー代については、数ヵ月分をまとめて出納記録しており、その間、コピー代は簿外の現金となっている。

今後、コピー代を受領した場合には、その都度、諸収入として適切に会計記録すべきである。

) 自動販売機設置業者からの預り金として、東部総合運動場で 2,595 円の現金を有していた。

施設内の自動販売機で、販売機の不具合により、商品が出てこない等のトラブルが生じたときに、自動販売機設置業者から預った金銭から、商品代金相当額を弁償している。この業者からの預り金は簿外の現金となっている。

今後、業者から受領したときに預り金として計上し、弁償した場合は預り金からの支払いとして適切に会計記録すべきである。

2) 金庫内の有価物について(結果)

タクシーチケットについて

高知市総合運動場において、タクシーチケットとその管理簿の突合を行った結果、実査日現在使用中の綴りのうち一枚について、管理簿及び控えにその用途が記入されていないかった。

タクシーチケットは有価物であり、不正使用を防止するために用途を明確にしておく必要がある。

施設利用回数券の管理について

）高知市総合運動場、東部総合運動場及びヨネッツこうちでは、施設利用回数券の受払いを記録した管理台帳は作成されていない。回数券は有価物であり、不正使用を事前に防止するためにも管理台帳の作成が必要である。

今後、回数券の受払数量、払出先及び残高を把握するため、管理台帳を作成し、定期的に管理簿と現物残高との照合を行い適切に運用する必要がある。

）高知市総合運動場及び東部総合運動場では、利用者から窓口で回収した回数券は裁断することとなっているが、そのままゴミ箱に捨てているものもあり、廃棄が徹底されていない。回収された回数券の再利用を防止するため、「済」印をいれるなどの処置が必要である。また、不正使用防止の意味でも、一定期間保管すべきである。

3) 会計伝票入力遅れについて(結果)

会計システムへの入力、高知市総合運動場の事務局が東部総合運動場とヨネッツこうちの取引もまとめて行っている。

往査時には、会計伝票の入力が1~2ヵ月遅れている状況であり、実際の現金有高及び通帳残高と会計帳簿が一致していなかった。

また、現金出納帳を通査した結果、実際には業者へ現金で2,419円を支払ったが、帳簿上は預金からの支払いとして処理している取引があった。このため、現金残高と預金残高で同額の入り繰りがあったにもかかわらず、伝票入力が遅れているため入り繰りがあったこと自体、把握していなかった。

入出金の会計伝票は、当日中に会計システムに入力し、日々の出納締めの際に、金種表を作成し、現金在高・預金残高と帳簿残高の突合を行うことは出納管理の基本であり周知徹底することが必要である。

4) 団印、銀行印の押印状況と保管状況について(結果)

高知市総合運動場事務局において、団印及び銀行印は、施錠のできる責任者席の引出の中で保管されているが、より安全な大金庫に保管すべきである。

また、押印については、下記の「(財)高知市スポーツ振興事業団処務規程第13条第3項」に基づいて、事務局長・総務課長の面前で各担当者が行っている。

(財)高知市スポーツ振興事業団処務規程
(第13条第3項)

事業団団印の押印は、課長又は主務係長が行う。ただし、定例又は軽易なものについては、精通した職員が上司の指示によりこれを行う。

団印や銀行印を押印することは、契約書類などの内容を最終的に責任者自らが確認し、承認するという重要な意味を持っているが、事業団では、上記の規定はあるが課長の面前であれば決裁事項の重要性に関係なく担当者が押印してもよいことになっており、決裁権限者の最終確認がない状況で事務が執行され、事業団の処務規程第6条及び第7条に反する場合も想定される。また、実務上の対応として、課長の面前で担当者が押印するのであれば、課長が押印すべきである。

今後は、本来の決裁権限規定に従い、決裁権限者自身が起案書どおりの契約となっていることを確認後、団印や銀行印を押印することとし、非常勤の理事が決裁権限者の場合、事務の混乱も予想されることから、常勤の理事が押印するとした規定に変更すべきである。

(財)高知市スポーツ振興事業団処務規程

(決裁)

第6条

1. 事務の執行に当たっては、理事長の決裁を受けて処理しなければならない。
2. 理事長は、前項の規定にかかわらず、別表1に定めるところにより、その権限に属する事項の一部を副理事長、専務理事、事務局長及び課長に専決させることができる。
3. 前項の規定にかかわらず、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規の事項については、・・・(中略)・・・理事長の決裁を受けなければならない。
4. 決裁を要する事務は、主務係長、課の庶務を担当する係長(以下「庶務担当係長」という。)、課長を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第7条

1. 理事長が不在のときは、副理事長が、理事長及び副理事長ともに不在のときは、専務理事が代決するものとする。
2. 副理事長が不在のときは、専務理事が、副理事長及び専務理事ともに不在のときは、事務局長が代決するものとする。
3. 専務理事が不在のときは、事務局長が、専務理事及び事務局長ともに不在のときは、課長が代決するものとする。
4. 事務局長が不在のときは、課長が、事務局長及び課長ともに不在のときは、庶務担当係長が代決するものとする。
5. 課長が不在のときは、庶務担当係長が、代決するものとする。
6. 前各項により代決した事項については、代決後、代決者の責任において速やかに当該決裁権限者に報告するものとする。
7. 決裁にいたるまでの過程において、意思決定すべき者が不在のときの処理については、前各項の規定を準用する。

5) 出納締めについて(結果)

各施設とも、日々の出納締めは、正職員1名と臨時職員1名で行っており、正職員が現金の締め(レジ締め)を行うこととなっている。担当者が作成した出納締めの資料

及び現金については、現金の管理責任者（総務課長・所長・事務局長）の確認及び承認は行われていない。また、現金在高について金種表の作成も行われていない。

現状では、現金管理が職員任せとなっており、管理責任者の責任が果たされていないことから、今後、現金事故の防止及び責任の所在の明確化のためにも、出納締めの際に金種表を作成し、管理責任者が収納日報と現金在高と現金出納帳のそれぞれの残高が合致しているかどうかの確認を行い、承認する必要がある。もしくは、当日の業務終了後、現金有高を大金庫に保管し、翌日、上司同席の上で出納締めを行い、上司の確認・承認を得る必要がある。

6) 施設ごとの帳簿上の現金の管理について（結果）

高知市総合運動場の事務局においては、各施設の現金について、会計システム上、現金勘定で施設ごとに区分せず処理を行っているため、各施設の現金がどれだけあるのか一覧できない状況である。

今後は、会計システム上、現金勘定に補助コードを設ける等の方法で、施設ごとに現金を区分して管理する必要がある。

7) 領収書の管理について（結果）

各施設とも、領収書は、コンピュータから出力されるが、連番管理は行われていない。また、控えは保管されていない。

現金出納において、收受した現金を証するものとして領収書が発行され、その控えを連番管理することにより現金收受金額が網羅的に把握できる。

今後、内部統制の観点から、コンピュータから連番を付した領収書を2部出力し、1部を控えとするとともに、施設使用料の收受の際には領収書と控えに割印をし、控えは事務所へ保管し連番管理する必要がある。

ただ、現在のシステムでは連番を付すことができないため、システム変更が必要であることから、当面の対応として、現金出納については、すべてレジスターを利用し、領収書控えを収納日報に貼付することが考えられる。

また、利用者が施設を追加もしくは延長して利用する場合、施設使用料変更後の領収書の発行を利用者から求められた場合は、施設使用料変更後の領収書を渡し、当初渡した領収書を回収し、廃棄している。

追加もしくは延長して利用する場合は、内部統制の観点から追加料金の領収書を発行することが望ましいが、上記のように領収書の再発行を行ったときは、今後、回収した領収書は廃棄するのではなく、収納日報に貼付するなど、再発行したことを証明する証憑として保管すべきである。

(2) 施設使用料等の関係資料の検証手続きについて

事業団が市の公金である施設使用料等を徴収・集計し、市の口座に入金するまでの事務執行手順について、安全性と正確性を確保するため、内部統制が整備され有効に機能しているかどうかを評価することは重要であるため、日々執行している施設使用料等の徴収などの関係資料について調査を実施した。

各施設において、施設使用料等が適切に徴収され、日々の集計・管理が適切に行われているかを確認するため、収納日報の通査を行い、必要に応じて、関連証憑・帳票との突合及び担当者へのヒアリングを実施した。

その結果、以下の問題点が発見された。

1) 施設使用料等の内容の妥当性の検証について(結果)

各施設の出納担当者は、出納締めの際に売上管理システムから収入簿を出力し、収入簿の裏づけとなるレジのジャーナル 販売した回数券の半券 施設利用申請書等を収入簿と一緒に綴じ込み、各施設の収入簿を総括する資料として「収納日報」を作成している。この収納日報は最終的に事務局長又は所長並びに課長の承認を受けている。

収納日報には、施設使用料等は「許可申請書」欄に総額で記載されており、内訳が記載されておらず、また、収入簿には、施設使用料及び備品使用料が記載されており、その根拠資料として施設利用者が提出する施設利用申請書が添付されているが、施設利用申請書には、利用年月日、利用時間、利用場所、利用目的、利用人数を記載する様式となっており、使用する備品を記入する欄はないため、内容の検証ができないまま、収納日報を含む売上関連資料を事務局長・課長が承認している。

今後は、施設利用申請書に使用備品の内容を記載し、備品使用料が正しく徴収されていることを確認できるようにする必要がある。

ただ、現在のシステムでは使用した備品の内容を出力することができないため、システム変更が必要であることから、当面の対応として、利用者が代金を支払ったときに発行する許可証には、その場で申し込んだ場合、貸出した備品及び使用料が記載されており、事後的に検証が可能な資料であることから、収納日報の根拠資料として許可証もしくは領収書の控えを綴じ込むことにより、内訳を検証できるようにする必要がある。

2) 検証の証跡について(結果)

各施設とも、出納締めの手続として、徴収した施設使用料等の現金在高と収納日報の突合を行っているが、収納日報に突合した証跡が見られず、残高の検証が行われたのかどうか明確になっていない。

今後、現金在高について、金種表と収納日報との突合を行った証跡を残す必要がある。

3) 所管部署による決裁について(結果)

事業団は、施設使用料等をスポーツ振興課の口座(高知市総合運動場、東部総合運動場)に月に4回入金しているが、スポーツ振興課の担当者は、事業団が作成している収納日報との突合を行っていない。スポーツ振興課では監査対象のスポーツ施設の運営を事業団に委託しているという理由で十分な管理がなされていない。

今後、指定管理者制度の導入により、指定管理業務を契約どおりに遂行しているかどうかを確認し、運営状況を評価することが求められるようになることから、市の収入となる施設使用料等については、委託先の事業団から収納日報等による報告を受け、収納日報が正しく作成されているかを確認するとともに、収納日報に記載されている金額が間違いなく入金されているかを確認する必要がある。

4) 障害者割引について(結果)

障害者が利用するときは、障害者割引により半額となるため、窓口で使用料を受け取った時には入館券は発行せず、チェック表にチェックするだけである。このため半券はなく、領収書の控えも保管していないため、使用料を徴収したことを証明するものは内部資料としてのチェック表だけとなっている。

客観的に証明する証憑がないということは現金事故の発生する可能性が高くなることから、今後は、障害者が使用したときは、領収書を発行し、控えを収納日報の証憑として貼付し、事後的に検証ができるようにしておくべきである。

(3) 入退室管理について

施設利用者の入退室管理が十分に行われ、施設使用料等が適切に徴収されているかどうかを確かめるため、各施設において、利用者の入退室状況の視察を行い、必要に応じて、担当者へのヒアリングを実施した。その結果、以下の問題点が発見された。

(高知市総合運動場)

1) トレーニング室及びシャワー室への入退室管理について(結果)

総合運動場の利用者は、使用開始前に受付窓口で使用許可書を提示すればその後使用人数等の確認は行われぬ。また、総合体育館への出入りは自由であり、特にトレーニング室及びシャワー室の入退室は管理されておらず、他の施設の利用者が無断でトレーニング室やシャワー室を使用してもわからない状況となっている。

料金を支払わずに使用することを防止するために、トレーニング室及びシャワー室の出入り口に管理人を常駐させることが考えられるが、使用料はトレーニング室が210円(一般)、シャワー室が100円であることから費用対効果を見ると経済的とはいえない。

したがって、定期的に管理人がトレーニング室を巡回し、許可証の提示を求める、などの対策が必要と考えられる。

(4) 商品の取扱いについて

各スポーツ施設で販売しているスイミングキャップやゴーグル等は業者が納入し、販売した分だけ商品代金を支払うことになっており、受託販売の形態をとっているため、受託品の販売及び在庫管理が重要と判断し、受託品について調査を行った。

受託品の販売及び在庫管理が適切に行われていることを確認するため、関連証憑・帳票の通査を行い、必要に応じて、担当者へのヒアリングを実施した。

その結果、以下の問題点が発見された。

1) 受託関係の明確化について(結果)

各施設とも、スイミングキャップやゴーグル等の販売については、実務上、受託販売の形態となっているが、業者との間で取引に関する契約書を取り交わしていないため取引条件や在庫等の責任の範囲も明確になっていない。

取引条件や責任の範囲を明確にするため、契約書を作成しておく必要がある。

2) 商品の在庫管理について(結果)

各施設が保管しているスイミングキャップやゴーグルは受託販売の形態をとっていることから業者の在庫と考えられるが、商品在庫について、販売時に業者に対して報告を行っているが、業者が在庫数を認識しているかどうか不明である。

受託販売の場合、在庫商品そのものは業者のものであり、受託者にはその管理責任がある。また、販売数量は、仕入数量から在庫数量を差引いて決まるため、業者との間で在庫数量について合意しておくことが必要である。

今後、在庫数量については、定期的に業者にたな卸しに立会ってもらうか残高確認書を送付し、過不足がないかどうかの確認を行う必要がある。

3) 買掛金管理について(結果)

各施設とも、売上代金は、仕入代金の請求があるまで別途封筒に保管し、また、販売数量、仕入数量及び在庫数量は、仕入・販売簿で受払いを記録するだけでシステム上は入力せずすべて簿外としておき、毎月末に売上代金から原価を差引いた利益の額を会計システム上の雑収入に計上している。

受託販売形態をとっていることから、販売時に販売代金を売上高に計上し、販売数量に見合う仕入代金を買掛金計上すべきである。

買掛金については、スイミングキャップやゴーグルなど仕入業者が異なる場合は、買掛金元帳により業者別に管理することが必要である。

4) 商品の販売管理について(結果)

各施設とも、「(1) 出納管理について 1) 簿外の現金について () 事業団の現金について」の項目でも記述したが、商品の販売代金は簿外現金となっている。また、

商品の販売については、領収書控等の証憑はなく、販売代金に関する現金出納帳も存在しない。

今後は、商品の販売代金は施設使用料等と同様に、レジを通して管理し、施設使用料等は公金であるが、商品の販売代金は事業団の収入であるため、施設使用料等の現金在高とは区分して保管することが必要である。

(5) 物品の実査について

スポーツ施設内には、運動器具をはじめとする多数の物品があり、今回調査対象とした高知市総合運動場及び東部総合運動場には約 3,300 点（平成 17 年 6 月 16 日現在）、並びにヨネッツこうちには約 450 点（平成 17 年 3 月 15 日）の物品がそれぞれの管理台帳に登録されている。

特に物品は、持ち運びが容易であるため時間の経過と共に紛失又は保管場所不明となる場合が多いため、備品、消耗品等の物品は日常的な管理が重要となる。

そこで、今回は現物管理と台帳管理の側面から、高知市物品会計規則に基づいたものとなっているか、有効な現物管理のため管理責任はどうあるべきか、という視点から考察した。

1) 関係規則及び契約に基づく物品管理責任

高知市物品会計規則

第 5 条 1 品の価格が 1 万円以上のものを備品として管理保管すべきとなっている。

第 49 条 現物報告については、物品管理者が、保管する備品の毎会計年度末における現在高について、年度末物品現在高報告書を作成し、5 月 31 日までに収入役に提出しなければならない。

第 50 条 現物の検査については、物品管理者が、毎会計年度において 1 回以上、自己の保管する物品及び帳簿について検査することとなっている。

「物品管理者」とは、高知市総合運動場及び東部総合運動場はスポーツ振興課の課長、ヨネッツこうちは清掃工場長である。

契約による管理責任

(高知市総合運動場及び東部総合運動場)

高知市教育委員会が高知市総合運動場の管理運営に関して事業団に委託している内容については、両者の間で取り交された「高知市総合運動場の管理運営業務委託契約書」第 2 条第 1 項第 1 号に「総合運動場の管理運営に関すること」とあり、その内容

は（別表１）高知市総合運動場施設管理運営業務区分表で業務内容別に管理責任の所在を教育委員会と事業団に区分明示している。

この中で、物品管理に関する管理区分は、「台帳の調整、財産の取得処分、財産管理のための点検巡回」いずれも教育委員会の所管となっている。

（ヨネッツこうち）

高知市がヨネッツこうちの管理運営に関して事業団に委託している内容については、両者の間で取り交された「ヨネッツこうち管理運営業務委託契約書」があり、内容は上記の高知市総合運動場と同様に、物品管理は、すべて市の所管となっている。

物品管理台帳

購入した備品を管理物品として登録し、一品ごとの物品管理の基礎となる資料として、「登録物品一覧表」及び「登録物品検品チェックリスト」がある。

いずれの管理台帳についても、物品管理者であるスポーツ振興課及び清掃工場に作成・保管する義務がある。管理運営業務受託先である事業団はその義務がないため、そのコピー等を保有していない。

２）手続き

各施設において、管理台帳と施設の配置図面を元に、物品の抜取り調査を行った。関連規則の閲覧を行った。

現場担当者へのヒアリングを実施した。

３）結果

物品調査の結果は、以下のとおりである。

施設名	調査件数	エラー件数	エラー率
高知市総合運動場	347	139	40.1%
東部総合運動場	540	95	17.6%
ヨネッツこうち	211	0	0.0%

（エラー内容）	管理シールなし	照合不可
高知市総合運動場	103	36
東部総合運動場	76	19

差異が発生している原因として、以下のものがあげられる。

すでに廃棄して現物は存在しないことが明らかなもの（廃棄漏れ）。

物品管理場所から移動したが移動処理が行われていないもの（移動処理漏れ）。

高知市の所有物でないもの（例えば清掃業者の持込品、個人持込みのパーソナルコンピュータ等）。

重要物品として扱うべき寄贈物品や移動可能な備品であるが、設備工事一式に含まれるため、一品毎の備品登録を行っていないもの。

今回の物品調査は全体の約 30%と、限定的なものであるにも係わらず、管理不十分な備品が多数発見された。また、現物の所在が確認できないものもあった。

このような結果となったのは、高知市総合運動場と東部総合運動場の物品管理台帳は 1 冊となっていること、物品管理台帳のデータが備品整理番号順となっていないこと及び管理シールの物品への貼付位置が一定していないことから、現物との照合が非常に困難であることに原因があると考えられる。

市の管理規則では、定期的に物品調査を実施して帳簿を整備すること及びこれに基づく年度末報告を義務付けており、上記の物品管理台帳の保管と委託契約の内容から、物品の管理責任であるスポーツ振興課にはその義務がある。

しかしながら、各施設には備品に属するもの（1 万円以上のもの）が膨大であり、スポーツ振興課が購入後の現物管理（維持・処分等）を行うことは相当な時間と手間がかかり、年 1 回の物品の検査は、実施されていないのが現状である。

現品調査を効率的かつ正確に実施するためには、具体的に以下の対策が必要と考える。

- ）施設図面を参考に備品の配置図を作成する。
- ）シールの貼付位置についても、ある程度ルール化しておく。現品に貼付する管理シールには、バーコードが付いているのでバーコードリーダーを利用する（現在、バーコードリーダーは高知市に 5 台しかない）。
- ）各年度毎に台帳との照合を実施した場合には、現物の管理シール付近に実施済みのマークを入れる。
- ）現物の移動・処分については、事業団が市の所管部署に電話連絡するのみであるが、正式な廃棄依頼書を事業団から市に交付し、市の承認通知後、その書類を事業団で保管する。
- ）設備投資時には、以降の備品管理を行うことを考慮に入れ、移動可能なもの、及び寄贈物品について通常の価格で備品登録を行う。

また、物品管理を有効なものとするためには、現物がある施設に常駐している事業団が、管理台帳を保管し、定期的に備品の現物と帳簿を照合することが望ましい。

したがって、これを可能にするための規則改正、あるいは委託契約の内容変更を行い、早急を実施することが望まれる。

(6) 修繕行為について(意見)

市と事業団との「管理運営業務委託契約書」に、改築等の費用の負担について以下の定めがある。

第12条 第1項

施設の土地、建物、工作物及び機械器具（甲の財産であるものに限る。）に関する改築、改造若しくは修繕又は新設若しくは移設は、甲において行うものとする。

ただし、50万円以下の修繕は委託料に含めるものとする。

甲：高知市

50万円超の修繕については、市の契約規則に従い処理することになり、同規則第30条により厳格に審査され、入札手続きなどで工事着工まで2ヶ月程度かかってしまう。これに対し、50万円以下であれば委託契約内の行為として事業団が最終決定でき早く着工できる。

このように、50万円を境に決裁に関する手続きは大きく異なるため、事務処理手続きが容易な事業団内での決裁に留めたいという意思が働き、50万円超の修繕であっても、内容を分割して基準以下とする場合が見受けられる。

プロ野球キャンプ対応や大会開催対応等で緊急性はあるものの、分割発注は規則違反であるとともに公平な業者選定が行われないことになり、価格面でも適正かどうか疑わしいと言わざるを得ない。

平成16年度に、本課での発注で実施された修繕は1件だけであった。

平成16年度の修繕費で決裁金額20万円以上の案件について請求書、起案紙、見積書を通査した結果、分割発注と思われるものは以下のとおりである。

業者名	決裁日	金額(円)	修繕工事内容
(高知市総合運動場)			
A社	H17.1.14	497,700	仮設ブルペンの設置(基礎杭打ち)
	H17.1.20	498,960	仮設ブルペンの設置(外囲い枠取り付け)
	H17.1.26	492,450	仮設ブルペンの設置(ブルペン屋根設置)
	H17.2.28	485,100	仮設ブルペンの撤去(ブルペン解体撤去)
B社	H17.3.14	425,250	総合体育館卓球台天板修繕
	H17.3.14	397,500	総合体育館卓球台支柱修繕
	H17.3.17	367,500	総合体育館卓球台天板取替修繕
C社	H17.2.25	483,000	多目的ドームの整備(マウンド人工芝の修繕)
	H17.2.25	357,000	多目的ドームの整備(人工芝砂の調整修繕)
	H17.2.25	315,000	多目的ドームの整備(1、2、3塁人工芝修繕)

D社	H16.5.27	496,650	陸上競技場ゴンドラ A 修繕（モーター滑車部分磨耗）
	H16.7.1	496,650	陸上競技場ゴンドラ B 修繕（モーター滑車部分磨耗）
（東部総合運動場）			
E社	H16.11.4	425,250	野球場ライト側防球ネット修理 （老朽化による破損部分取替え）
	H16.11.9	306,600	野球場 3 塁側防球ネット修理 （老朽化による破損部分取替え）
	H16.12.16	378,000	野球場ライト側防球ネット修理 （老朽化による破損部分取替え）
	H17.1.11	393,750	多目的グラウンド北側防球ネット修理 （老朽化による破損部分取替え）
	H17.2.3	456,750	野球場南側防球ネット修理 （老朽化による破損部分取替え）
	H17.3.1	446,250	多目的グラウンド南側防球ネット修理 （老朽化による破損部分取替え）
（ヨネッツこうち）			
F社	H17.2.22	268,065	プールゾーン 2 階ブラインド修理 （日よけ用ブラインド取付け）
	H17.3.15	366,156	プールゾーン 1 階ブラインド修理 （日よけ用ブラインド取付け）

今後、スポーツ振興課と事業団の委託契約の中で、50 万円を越える緊急の修繕について、平成 16 年 1 月に施行された「高知市事務事業執行管理取扱方針（改訂版）」に定められている、緊急修繕の手続きに準じた方法により修繕ができるよう検討する必要がある。

また、（財）高知市スポーツ振興事業団処務規程の別表 1（第 6 条関係）の決裁権限規定に以下の定めがある。

区分	決裁事項		決裁区分			
			理事長	副理事長	専務理事	事務局長
12	修繕費、修繕料の支出	決定	300 万円以上	300 万円未満	200 万円未満	100 万円未満
		契約		1,000 万円以上	1,000 万円未満	500 万円未満

このような決裁権限規定があるものの、前述の委託契約書の基準により、事業団内での修繕行為は 50 万円以下に限定されるため、すべて事務局長決裁ということになる。

現実的に事業団が自ら所有する資産を取得するケースがあるかどうか、この決裁権限規定が適用されるケースがあるのかどうか疑問である。

事業団の決裁権限規定についても、スポーツ振興課との委託契約に基づいて改正を行うことが必要である。

5. 今後の運営方法（民間的手法の導入）（意見）

事業団は、高知市総合運動場等の高知市教育委員会所管のスポーツ施設の指定管理者として選任され、今後3年間の管理運営が任されることになった。

今後、指定管理者として、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスに基づく行動理念、収支管理、目標管理による効率化、自主事業拡大による独立採算性等が求められる。

（1）コーポレートガバナンス（企業統治）の強化

これまで述べてきたように、現在の事業団には公印、現金及び物品などの管理といったガバナンスの意識は薄く、担当者任せとなっている。

理事長以下それぞれの責任と権限を明確にし、日常業務でその役割を遂行していくことが望まれる。

（2）コンプライアンス（法令順守）に基づく行動理念

今一度、事業団として何をどうして行くのか見直し、新たな経営理念とコンプライアンス規程を作成し、これに従った行動を職員一同に周知させることが必要である。

（3）収支管理

これまでは、単年度の予算管理をしていれば良かったが、指定管理者としては、指定期間の収支計画を作成し、予算実績比較を行い、収支計画の実現ができるかどうかの検討をする必要がある。

また、収支の実績は、施設ごとに集計し、どの施設で、どれだけの費用がかかり、市の負担がいくらになるのかを説明できる資料の作成が望まれる。

例えば、市が企画して実施するスポーツ大会やスポーツ教室については、そのイベントによる収入から運営開催に要する人件費などの費用を控除することにより採算を求めるという方法（プロジェクト収支管理）が考えられる。また、施設使用料については、市の施設ということで採算が取れる料金より引下げていると思われるが、その引下げ金額は、やむを得ざる市の財政の負担として算出するという方法も考えられる。

このようにやむを得ざる市の財政負担金額を算出し、それ以外の収支差額について、施設の運営を財務面から良否を検討できるようにすることが必要と考えられる。

（5）目標管理

3 スポーツ施設の運営については事業団に委託されているが、事業団では、施設の運営のために組織としての目標を掲げ（将来のビジョン）、それを達成するための具体的な目標（年間何人の利用者など）を策定し、その実行計画を企画立案するなど、創意工夫のある運営への取組みが希薄であった。多額の税金を投入して整備した施設を任す団体として、様々な努力が必要である。

今後、組織としての目標を策定して、PLAN DO CHECK ACTIONのマネジメントサイクルにより、目標達成に向けた成果管理を行うことが求められる。

(6) 自主事業の拡大

3 スポーツ施設（特に高知市総合体育館）では、施設のサービスメニューは、エアロビクス等のサービスを提供するなど新しい取組みを行っているが、民間のスポーツ施設を参考に、施設の総合利用券の発行、館内施設をすべて利用できる全館フリーパス、体育館やトレーニングルーム等とシャワールームのセット券など、さらなる魅力的なサービスメニューを提供し、市民の利用を促進するなどの取組みが期待される。

以上

添付資料

【高知市総合運動場】

〈施設使用料〉

場 所	入 分	1日使用料	半日使用料	1時間	備 考			
					①灯	② ③	④ ⑤	
野球場	1日	6,300	12,600	63,000	—	—	—	
	1時間	1,260	2,100	10,500	—	—	—	
補助グラウンド (半面につき)	1日	1,780	3,780	—	1基につき 1時間780円 (ソフト3基・サッカー2基・野球4基)			
	1時間	360	630	—				
多下 田1 約ム	全面	1日	14,740	24,570	98,280	—	—	—
		1時間	2,450	4,090	16,380	3,780	2,520	1,280
		2/3面	1時間	1,630	2,720	—	2,520	1,600
	1/3面	1時間	610	1,360	—	1,260	840	420
テニスコート (1面につき)	1日	1,780	3,150	—	—	—	—	
	1時間	360	520	—	520	—	—	
相撲場	相撲大会	1日	9,450	15,750	63,000	—	—	—
		1時間	1,570	2,620	10,500	—	—	—
	練習場	1日	5,670	9,450	37,800	—	—	—
		1時間	940	1,570	6,300	—	—	—
	合費	11,340	18,900	75,600	—	—	—	
主競技場	全面	1日	6,300	12,600	—	15,120	10,080	5,040
		1時間	1,050	2,100	—	1,890	1,260	630
	2/3面	1日	4,200	8,400	—	10,080	6,720	3,360
		1時間	700	1,400	—	1,260	840	420
	1/2面	1日	3,150	6,300	—	7,560	5,040	2,520
		1時間	520	1,050	—	940	630	310
	1/3面	1日	2,100	4,200	—	5,040	3,360	1,680
		1時間	350	700	—	630	420	210
補助競技場	全面	1日	2,620	5,250	—	5,520	3,680	1,840
		1時間	440	890	—	690	460	230
	2/3面	1日	1,740	3,500	—	3,680	2,450	1,220
		1時間	290	590	—	480	300	150
	1/3面	1日	870	1,750	—	1,840	1,220	610
		1時間	140	290	—	290	150	70
プー ル	冷水期間	団体	1日	10,590	15,750	—	幼児のプール使用は 保護者の同伴が必要です (プールの幼児の他用料は、 団体の保護者1名につき 幼児1名が無料となります)	
		1時間	1,790	2,620	—			
	個人	1日	幼・小 50 中・高 100	150	—			
		1時間	—	—	—			
	温水期間	団体	1日	21,000	31,500	—		
		1時間	3,570	5,250	—			
個人	1日	幼・小 100 中・高 210	310	—				
	1時間	—	—	—				
雨天練習場	1日	1,890	3,150	15,750	—	—	—	
	1時間	310	520	2,620	560	—	—	
プレイルーム	1日	1,260	2,520	—	—	—	—	
	1時間	210	420	—	810	1/2灯400	—	
トレーニング室	1日	120	210	—	—	—	—	
ランニング通路	1日	100	100	—	—	—	—	
会議室	1時間	210	210	—	冷暖房 1時間210円			
陸上 競技場	トラック・フィールド 自転車走路	1日	12,600	25,200	—	—	—	—
		1時間	2,100	4,200	—	2,100	—	—
		個人1回 個人年間	100 2,620	210 5,250	—	—	—	—
	陸上・自転車 競技大会	1日	18,900	31,500	—	—	—	—
		1時間	3,150	5,250	—	—	—	—
	投擲教室 映像研修室	1日	6,300	6,300	—	—	—	—
		1時間	1,050	1,050	—	—	—	—
選手宿泊棟	1人1泊	2,730	3,360	—	—	—	—	

※駐車場・自転車駐輪場 610円

【高知市東部総合運動場】

利用料金表

利用料金は、入場料・会費等を徴収しない場合の料金です。消費税は、表示金額に含まれています。

場 所	区 分	1時間	午前半日	午後半日	1日
			8時～12時	13時～17時	8時～17時
野球場	観衆席	10,000	30,000	31,000	60,000
	高校生以下	1,200	3,150	3,150	6,300
	その他	2,100	6,300	6,300	12,600
多目的グラウンド(1/4面につき)	高校生以下	370	840	840	1,680
	その他	420	1,260	1,260	2,520
	高校生以下	620	1,680	1,680	3,360
多目的グラウンド(半面)	高校生以下	840	2,520	2,520	5,040
	その他	1,240	3,720	3,720	7,440
	高校生以下	1,680	5,040	5,040	10,080
テニスコート【人工芝】(1面につき)	高校生以下	350	890	890	1,780
	その他	520	1,570	1,570	3,140
	高校生以下	210	630	630	1,260
野球練習場【6面】(1面につき)	高校生以下	310	940	940	1,880
	その他	310	940	940	1,880
	高校生以下	150	420	420	840
野球練習場【8面】(1面につき)	高校生以下	210	630	630	1,260
	その他	210	630	630	1,260
	高校生以下	150	420	420	840

【設備・備品等】

設備名・備品名	台数等	区 分	料 金
野球場防雨設備	1式	1時間	310
スコアボード電光掲示板	1式	1時間	290
バックヤードカーテン	2巻	2台1時間	210
バックヤードカーテン	様式5巻/形式1巻	1台1時間	210
シャワー及びロッカー室	1・3巻/巻2巻	全室1時間	290
洗濯機室	2巻	2室1時間	100
テニスコート照明灯	0巻	1巻1時間	100
クラブハウス	1棟	1時間	620
クラブハウスシャワー	男女各2巻	1巻(15分)	100

※テニスコート照明灯は使用時にコインを投入すること(100円硬貨のみ)

体育センター

(全面)

区 分	1時間	午前半日		午後半日		1日
		9時～12時	13時～17時	17時～22時	9時～17時	
その他(一般)	520	1,280	1,680	2,100	2,940	
高校生以下	280	630	840	1,050	1,470	

(半面)

区 分	1時間	午前半日		午後半日		1日
		9時～12時	13時～17時	17時～22時	9時～17時	
その他(一般)	260	630	840	1,050	1,470	
高校生以下	130	315	420	525	735	

※体育センターの照明は全5ヶ所、1ヶ所につき1時間100円を投入すること(100円硬貨のみ)

くろしおアリーナ

【個人使用料】

種 別	区 分	1時間	回数券(11回)	
			1時間	1日
屋 内 球 技 場	50メートルプール	温水期間	高校生以下	1,600
			その他	2,600
			高校生以下	2,600
	25メートルプール	冷水期間	高校生以下	4,200
			その他	1,600
			高校生以下	2,600
トレーニングルーム	高校生	130	1,300	
	その他	250	2,600	
ランニング運動	高校生以下	100	—	
	その他	100	—	

※プール使用の場合における、幼児に係る使用料については、同伴の保護者1人につき幼児1人を無料とする。

※ランニング運動の使用料は、専用ランニング運動のみを使用する場合に徴収する。

※トレーニングルーム利用者は、事前に講習会の受講が必要です。

【団体使用料】

種 別	区 分	1時間	1日		
			1時間	1日	
屋 内 球 技 場	体育館	競技大会利用	高校生以下	16,240	
			その他	26,540	
			観衆席	151,700	
		一般利用	高校生以下	15,120	
			その他	30,240	
			高校生以下	31,980	
	50メートルプール	競技大会利用	高校生以下	45,000	
			その他	45,000	
			高校生以下	25,200	
		25メートルプール	温水期間	高校生以下	37,600
				その他	12,600
				高校生以下	16,240
冷水期間	高校生以下	16,240			
	その他	16,240			
	高校生以下	16,240			
会議室(1室につき)		210	—		
屋内競技場体育館照明灯(1ブロックにつき)		照明費: 640	—		
		照明費: 640	—		
屋内競技場防雨設備		—	1,360		
屋内競技場会議室防雨設備(1室につき)		210	—		

※屋内競技場の1日料金の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

※屋内競技場の体育館について、当該体育館の2分の1(ハンドボール)、3分の1(バスケットボール・バレーボール)又は14分の1

(バドミントン等)の面積を確保する場合は使用料は、この額に規定する使用料のそれぞれ2分の1、3分の1又は14分の1の額とする。

※屋内競技場における競技の大会利用は、競技大会に必要な必要及び施設の利用を命ずる。

【ヨネッツこうち】

プール・温浴施設・浴室及びトレーニング室の1回使用料・回数券使用料

区分	1回使用料	回数券	
一般 (18歳以上)	1人 1000円	10,000円	(11枚綴り)
		88,000円	(110枚綴り)
中・高校生	1人 500円	5,000円	(11枚綴り)
		44,000円	(110枚綴り)
小学生 幼児(3歳以上)	1人 250円 保護者1人同伴 幼児1人は無料	2,500円	(11枚綴り)
		22,000円	(110枚綴り)

- * トレーニング室は、中学生以上であって機器使用の講習を終了した方に限りご利用できます。(講習についてのお問い合わせ等は、フロントまで)
- * 高齢者(65歳以上)・障害者(1級または2級身体障害者手帳所持者・障害手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者)は上記料金の半額でご利用できますので、障害者手帳や運転免許証などの証明書をフロントにご提示下さい。
- * 保護者同伴の幼児の料金は、保護者1人につき幼児1人が無料となります。
(保護者も水着を着用しなければプールゾーンへ入場できません。)
- * 障害者の介護者の料金は、障害者1人につき介護者1人が上記料金の半額となります。
(原則として、介護者も水着を着用しなければプールゾーンへ入場できません。)

■ 定期使用料

区分	1か月定期券	3か月定期券	6か月定期券	12か月定期券
定期使用料 (1人につき)	5,000円	13,500円	24,000円	42,000円

■ 環境学習室使用料

区分	時間	午前	午後	夜間
			9:00～12:00	13:00～17:00
環境学習室		2,150円	2,860円	2,250円

以上